

企業型奨学金返還支援制度に関するQ & A

No.	Q	A	関連要綱条文
1	高等学校と大学で奨学金を借り入れている場合、どうなるのか。	高等学校と大学で借入した金額の合算が対象となります。 奨学金は、高等学校、短期大学、大学、大学院、専修学校等の教育機関における就学を支援するために貸与された学資金等を対象としています。	【対象となる奨学金】（第2条関係）
2	日本学生支援機構以外の奨学金返還を行っている従業員への返還支援を行う場合でも、本事業の対象となるか。	地方公共団体、大学及び民間企業・団体等が貸与する奨学金も対象になります。 ただし、奨学金の制度の趣旨から補助金の対象外とすることが必要と判断するものは除きます。	【対象となる奨学金】（第2条関係）
3	「採用権限のある事業所」の定義は、どのようなものか。	採用権限のある事業所とは、従業員の採用や配置、人事評価、昇格・降格、異動、解雇などを行う権限を有する事業所のことです。 該当する事業所は、申請時に、採用権限の所在が確認できる書類（就業規則・人事規程・採用に関する決裁書類や組織図・説明資料（権限分掌が明記されたもの）等）をご提出ください。ただし、他の提出資料で確認できる場合は、ご提出不要です。	【補助対象者】（第3条関係）
4	労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する「常時10人以上の労働者を使用する使用者」に当たらず、就業規則の作成及び届出義務がないため、就業規則等を作成していないが補助金申請ができるか。	常時10人未満の労働者を使用している使用者は、法律上の就業規則の作成・届出義務はありませんので、就業規則がなくても補助金申請が可能です。ただし、奨学金返還支援制度を設けていることがわかる社内規程の提出が必要です。	【補助対象者】（第3条関係）
5	「正社員」とは試用期間が終了し、正式に雇用が開始されたものをいうのか。	「正社員」とは、勤務先の企業等の就業規則等において定められた正社員等に該当する方であれば、試用期間であるか否かを問いません。	【支援対象者】（第4条関係）
6	支援対象者の要件に、「補助金の交付申請の日において、採用されてから3年以内であり、雇用期間の定めがなく、補助対象者において正社員として勤務していること。」とあるが、正社員以外で入社し、その後正社員に転換した者の場合はどう考えればよいか。	採用されてから3年以内とあるのは、当該企業において、雇用期間の定めのない正社員として勤務することとなった月を1か月目とし、36か月目となる月までの期間をいいます。この場合、正社員に転換した月を1か月目と考え、以降36か月目となる月までが支援対象となります。新規卒者等で返還を猶予される期間がある場合も、補助対象期間に含みます。例えば、正社員として採用された新規卒者について、猶予される期間が6か月ある場合、7か月目から36か月目が補助対象期間となります。 なお、前職において、北九州市による本制度の支援を受けていた場合は、その期間を通算するものとします。	【支援対象者】（第4条関係）
7	支援対象者の要件に、「支援対象者が奨学金を返還中であるか、返還予定が確定していること」とあるが、独立行政法人日本学生支援機構の代理返還制度などを利用し、企業が返還額の一部又は全額を返還する場合、補助対象となるか。	企業が代理返還を行う場合も、それが補助対象期間中の場合、補助金の交付対象となります。 なお、独立行政法人日本学生企業の代理返還制度については、以下のホームページをご覧ください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html	【支援対象者】（第4条関係）
8	補助対象期間中に滞納があった場合、滞納期間を除いた期間について補助金を支給し、補助対象期間中に補填があった場合補助金の対象とするのか。また、滞納者が翌年度以降に滞納額を補填した場合は遡って対象となるのか。	支援対象の従業員が、補助金の交付年度に滞納を行った場合、 ① 滞納がなかった期間は、補助金を交付します。 ② 当該年度に滞納があり、かつ、当該年度中に補填が行われた場合、企業が奨学金返還支援のための手当等を支給していれば補助金を交付します。 ③ 当該年度に滞納があり、翌年度以降に補填が行われた場合、滞納期間に係る補助金は交付しません。	【支援対象者】（第4条関係）
9	初年度は市内勤務だったが、2年目は市外勤務となった場合、対象となるか。	市内事業所等への勤務期間のみが補助対象となります。市外勤務期間は補助対象外となりますが、支援対象者の条件「採用から3年以内」の期間には含まれます。	【支援対象者】（第4条関係）
10	補助金の対象期間について、教えてほしい。	補助対象期間は、交付決定日から当該年度の3月31日までです。その後、2回まで再申請が可能ですが、毎年度所定の手続きをが必要です。 例) 初回、令和7年度に申請した場合、 1年度目…交付決定日から令和8年3月31日まで 2年度目…令和8年度交付申請➡交付決定日から令和9年3月31日まで 3年度目…令和9年度交付申請➡交付決定日から令和10年3月31日まで	【補助対象期間】（第5条関係）
11	「支援対象者の返還額及び初回返還日等が確認できる書類」とはどんな書類なのか。	振替口座及び返還計画が記載されている書類を支援対象者からお取り寄せください。 ・ 日本学生支援機構の奨学金の場合は、「口座振替（リレー口座）加入通知」及び「スカラネットPS」。 ・ 日本学生支援機構以外の奨学金の場合は、相談窓口へお問い合わせください。	【補助事業の申請】（第7条関係）
12	申請後、交付決定までどれくらい期間がかかるのか。	申請後、書類に不備等ない場合は、1か月後の交付決定を想定しております。	【交付決定】（第9条関係）
13	年度の途中に奨学金の全額繰上げ返還を行った場合や、返還金額を変更した場合の補助額はどうか。	全額繰上げ返還を行った場合は、全額繰上げ返還を行った月までを補助対象とします。 また、支援対象者が返還金額を変更して補助金額が変わる場合、速やかに「企業型奨学金返還支援制度相談窓口（北九州商工会議所内設置）」に連絡のうえ、変更承認申請書を提出してください。なお、手当支給後の補助金額の増額（変更承認申請）は、認められませんので、特にご注意ください。	【補助事業の変更】（第10条関係）

No.	Q	A	関連要綱条文
14	補助金の交付決定を受けた後、年度途中に支援対象者の要件を満たす者が、中途採用や人事異動等により増えた場合や、退職や市外事業所への異動等により減った場合の取扱いはどうなるのか。	年度途中において、支援対象者となる従業員に転勤等があった場合に関する補助金交付の考え方は、次のとおりです。 ① 採用の場合：当該月から支援対象者とします。 ② 退職の場合：支援対象外となります。（本事業は、人材定着も目的としております。） ③ 異動・出向の場合：以下Ⅰ及びⅡどちらも満たしている場合に対象となります。 Ⅰ 支援対象者へ奨学金返還支援に関する手当等を支給している事業所が補助対象者であること Ⅱ 支援対象者の勤務先が市内事業所であること 市内事業所から市外事業所への異動の場合は、前月まで支援対象者とします。（年度末に申請時と同じ補助対象者に雇用されていることが必要です。） 市外事業所から補助対象者となる要件を満たす市内事業所への異動の場合は、当該月から支援対象者とします。 ④ 支援対象者の病気等の理由による休職の場合：有給期間は補助金交付の対象となり、無給期間は奨学金返還支援のための手当等の給付を行っていれば対象となります。 なお、交付決定内容に変更が生じた際は、「企業型奨学金返還支援制度相談窓口（北九州商工会議所内設置）」に変更承認申請書を提出し、補助事業を中止又は廃止しようとする際は、中止（廃止）承認申請書を「企業型奨学金返還支援制度相談窓口（北九州商工会議所内設置）」に提出してください。	【補助事業の変更】 （第11条関係）
15	実績報告書は、いつまでに提出するのか。	実績報告書は、当該年度中に返還支援を行った最終の日から20日以内に提出してください。	【実績報告】 （第11条関係）
16	実績報告書の提出の際、「支援対象者の奨学金が返還されたことを証する書類」とは、どのようなものを提出したらよいか。	支援対象者が返還した奨学金額がわかる書類（日本学生支援機構が発行する「奨学金返還証明書」又は返還額が引き落とされた通帳の写しなど）を提出してください。	【実績報告】 （第12条関係）
17	支援対象者が奨学金返還支援に関して受給する手当は、社会保険料及び労働保険料の算定に含まれるのか。	以下の窓口にお問い合わせください。 ・ 社会保険料 ⇒ 年金事務所 厚生年金適用調査課 ・ 労働保険料 ⇒ 福岡労働局 労働保険徴収課	【その他】
18	損金算入の計算方法等について、詳細を知りたい。	企業にとって、従業員の奨学金の返済に充てるための給付にあたるため、給与として損金算入されますが、詳しくは、所轄税務署に直接お問い合わせください。	【その他】
19	支援対象者が奨学金返還支援に関して受給する手当は、課税対象となるか。	所轄税務署に直接お問い合わせください。	【その他】